

02

CHAPTER

## 第2章

### 墨田区児童館の概要と国の児童館関連施策

## 1 児童館とは

児童館は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 40 条に規定された児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」を目的とした施設です。令和 5 年 10 月 1 日現在、全国に 4,259 箇所あり(厚生労働省「社会福祉施設等調査」)、墨田区内には分館を含め 12 の児童館があります。

児童館は、児童福祉施設の中で唯一、児童の日常生活の中であって自由に利用し、児童厚生員の支援で自主的に活動できる福祉施設です。その特徴として、第一に、地域の誰にも開かれた施設であること(=対象の非限定性)、第二に、地域の子ども達と長期的に関わることができ、連続的な活動や継続的な支援が可能であること(=支援の連続性)が挙げられます<sup>1</sup>。

したがって、児童館は、地域の 18 歳未満の子どもを対象として、児童の健全育成を図る一方、地域における子育て支援や地域コミュニティをつなぐ核となる施設としての役割を果たすことが期待されています。小学生に対しては、異年齢交流、地域の他校児童との交流による人間形成、社会性形成及び自立支援への活動を、子育て世帯に対しては子育て相談や保護者間の交流等を、中・高校生世代に対しては居場所づくりや心身の成長に合わせた支援等の援助を行っています。

また、こうした支援を行うには、こどもの遊びの援助にとどまらず、子育て支援、中・高校生世代への支援、地域のネットワークづくり等、児童館において子どもと子育て家庭を支援する職員(児童厚生員)が配置されていることも不可欠です。

## 2 児童館の歴史

児童館活動はセツルメントにおける児童クラブ<sup>2</sup>にその一つの原型を見ることができます。日本でも、大正初期から昭和前期にセツルメントが都市に誕生して、こどもの育成活動が盛んに行われました。現在も区内にある民設民営の児童館等は、セツルメントの流れを汲んでいます。

戦後は、戦災で家を失い、校舎も被災して授業も停滞し、食糧難で空腹を抱えた子どもがまちに溢れていました。ホームレスとなった「浮浪児」は、きょうだいや同じ境遇の子ども同士で徒党を組み、貰い・タカリ、煙草拾い、靴磨き等を糧にその日を暮らし<sup>3</sup>ており、児童の保護育成は、国の将来を賭けた緊急かつ最重要な課題になっていました。昭和 22 年、厚生省に児童局が設置<sup>3</sup>されました。孤児、虐待を受けた子どもや母子家庭等を保護する法律が検討され、児童保護対策とともに、すべてのこどもの「健全育成」「福祉増進」を含む積極的な児童福祉のあり方を基本理念に据えて<sup>3</sup>昭和 23 年に「児童福祉法」が施行されました。児童館は児童福祉施設のうち児童厚生施設として同法第 40 条により、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設と位置づけられま

<sup>1</sup> 一般財団法人児童健全育成推進財団「児童館論」(平成 27 年発行) p.23

<sup>2</sup> 保護者の経済的理由や就労状況等によって、家庭での養育が行き届かない児童を主な対象とし、遊びを手段とした集団的・個別的指導をした。

<sup>3</sup> 一般財団法人児童健全育成推進財団「児童館論」改定版(令和 5 年発行) p.17

した。昭和 26 年、「児童厚生施設運営要領」が編さんされ、都会における遊び場不足や集団活動の欲求に応えるために児童館が必要であるが、単に場所や遊びを提供するだけでは危険や悪影響の懸念もあるため、こどもの人格の成長を目指す生活指導の場として、情操・健康・創造・自主性・協同性・親和性・良い生活習慣・文化的教養等、職員の業務指針が掲げられました。昭和 38 年には、市町村立の児童館について、設備と運営に係る国庫補助制度が設定<sup>4</sup>され、経営主体、機能、設備、職員配置等の基準が示され、児童館の数は劇的に増えました。

また、児童館をめぐる環境の変化や時代の要請に適切に対応する児童館の機能・役割を明確化することを目的として、平成 23 年 3 月に厚生労働省から「児童館ガイドライン」が発出されました。その後、平成 30 年 10 月に改正され、令和 7 年 4 月においても改正されます。

### 3 「児童館ガイドライン」が示すもの

「児童館ガイドライン」(令和 7 年 4 月改正)<sup>5</sup>では、児童館の理念や施設特性、機能・役割、活動内容、職員の役割等について、次のとおり示されています。

#### ア 児童館の理念

児童館は、児童の権利に関する条約(平成 6 年条約第 2 号)に掲げられた精神及び児童福祉法並びにこども基本法(令和 4 年法律第 77 号)の理念にのっとり、こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具体化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるようこどもの育成に努めなければならない。

#### イ 施設特性

- こどもが、権利の主体であることを実感しつつ、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。
- 特に、遊びは、こどもの生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。
- 児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、こどもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにする役割があり、拠点性・多機能性・地域性の 3 つの特性がある。

<sup>4</sup> 現在、児童館の建設に係る補助はありますが、運営に係る補助はありません。

<sup>5</sup> こども家庭庁成育局長「児童館ガイドラインの改正について」(通知) 令和 6 年 12 月 3 日

## ㊦ 児童館の機能・役割

- ① 遊び及び生活を通じたこどもの発達増進
- ② こどもの安定した日常の生活の支援
- ③ こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応
- ④ 子育て家庭への支援
- ⑤ こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの増進

## ㊧ 児童館の活動内容

- ① 遊びによるこどもの育成
- ② こどもの居場所の提供
- ③ こどもの権利や意見を尊重した活動の実施
- ④ 配慮を必要とするこどもへの対応
- ⑤ 子育て支援の実施
- ⑥ 地域の健全育成の環境づくり
- ⑦ ボランティア等の育成と活動支援
- ⑧ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施と連携

### 【児童館ガイドラインのポイント（児童館のあり方検討委員会 委員 佐藤晃子）】

児童館ガイドラインでは、こどもの最善の利益の考慮という子どもの権利条約の精神に則り、こどもの成長、発達や自立を支える地域の「児童福祉施設」としての役割に基づいて、児童館の「特性」を示しています。

「第1章総則 3施設特性(1)施設の基本特性」においては、まずこのように述べられています。「児童館は、こどもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。」つまり、地域のどのこどもにも開かれた施設であることが明確にされています。また、施設を利用するか否かというところから、こどもが主体性を発揮できることが明記されています。

次に、「(2)児童館における遊び」として「特に、遊びは生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている」と遊びの重要性が示されています。児童館という施設において、また、こどもの育ちという点のいずれにおいても遊びが何より重要なものとして位置付けられているかがわかります。

そして、ここまでを踏まえて、「(3)施設特性」として、①拠点性、②多機能性、③地域性の3つを示しています。

#### ① 拠点性

児童館は、こどもが行きたいと思ったときに行ける「地域におけるこどものための拠点(館)」(遊び、くつろぎ、交流の場)です。また、そこがこどもにとって安心できる場、さらには「居場所」となるためには、児童厚生員という職員の存在が不可欠であることが示されています。

## ② 多機能性

児童館はあくまでこどもが自由に時間を過ごす場です。そこに児童厚生員が様々な形で関わりを持ち、信頼関係を構築していく過程で、こどもの抱える悩みや課題に気づく（知る）ことがあります。そして、他の関係機関につないだり、連携したりすることにより、課題解決に向けた支援ができます。多様な課題に対応するという意味での「多機能性」であり、ここには、発生予防とともに福祉的な課題に対応するソーシャルワーク的な機能が含まれると言えます。

## ③ 地域性

児童館の活動は館内で完結するのではなく、こどもの育つ地域そのものにアプローチし、地域の社会資源を活用するだけでなく、児童館が地域の社会資源として活用され、地域に開かれた児童館となる必要性が示されています。これは、児童館の運営・活動における地域資源の活用と開かれた児童館運営、児童館を媒介にこどもと地域の様々な人をつなぐ交流の拠点となること、地域の子育てグループやこどもに関わるボランティアの育成・支援、地域組織の活動支援等、地域に親しまれる社会資源になること等が含まれます。こどもの育成環境を豊かにするコミュニティワークの視点が提起されていると言えます。

このように児童館は、0～18歳の地域のこどもに開かれ、こどもが遊び等、自由に過ごす場であり、第一に、<こどもの「居場所」となる・なれること(拠点性)>、第二に、<こどもや家庭の福祉的課題に対応できること(多機能性)>、第三に、<地域に根ざし、地域に開かれた児童館として運営されていること(地域性)>という特性があると言えます。

また、こどもにとって「居場所」となるには、児童厚生員という職員の存在、「居場所」となるような関わりや関係性が不可欠であることが示されています。「館」や「場」があれば良いのではなく、こどもや保護者、地域の人たちとの日常的な関係と、その積み重ねが不可欠です。

児童館の機能・役割の一つに、こどもや子育て家庭の課題を早期発見し、関係機関との連携やつなぎ等、ソーシャルワークを展開することが求められています。ただし、ソーシャルワークであることが主の機能・役割であるのではなく、その役割を果たすためには、「児童館を利用するこどもや保護者の様子を観察することや、こどもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である」と、日常的なこどもや保護者との関係性とそこでの気づきの重要性が示されています。

また、ソーシャルワークの基盤にあるのは「遊び」だと言います。「遊びにより、こどもや保護者を惹きつけ、こどもの気持ちや、その中にある課題等を表現しやすくする環境をつくることができると考えられる」とされています。この部分は、令和7年4月のガイドライン改正で追加されます。児童館の柱にあるのは、こどもの「遊び」です。ソーシャルワークを展開することは、児童館の柱にある「遊びを通してこどもを育成する」役割と別物ではなく、関連して捉えるべきものです。

児童館は、乳幼児から中・高校生世代までを対象とした様々な事業の足し合わせが児童館なのではありません。児童館は、地域に根ざし、地域に開かれた、切れ目のないこども・子育て支援の拠点です。そうした児童館の総合性や包括的で、連続的な支援が可能であるという特徴をおさえておく必要があります。

## 4 墨田区の児童館

墨田区立児童館については、昭和46年11月に墨田児童会館が開設されたのを始め、昭和61年5月のさくら橋コミュニティセンターまで、計11館が開設されました。当初、児童館は小学生を対象として運営されていました。昭和61年開設のさくら橋コミュニティセンターは、0歳から18歳までに対象を広げ、特に中・高校生世代の受け入れと事業展開を課題としました。また、児童館としての機能やサービスを一層充実させ、効率の良い運営を図るために、日本で始めて、公設民営方式で児童館の運営を民間委託しました。

平成13年度には、墨田児童会館が民間委託による運営を開始しました。平成14年から学校の週休2日制が始まり、児童の利用時間が増えるのに対応して、児童館の日曜・祝日の開館、中・高校生世代向け事業の充実のための開館時間の延長等、児童館の事業充実と効果的な運営を目的に「フレンドリー計画」が実施されました。平成15年度には、文花児童館と外手児童館の2館が民間委託されました。

その後、指定管理者制度を順次導入し、平成16年度から中川児童館、平成17年度に東向島児童館と立川児童館、平成18年度に立花児童館と八広はなみずき児童館に加え先に民間委託されていた4館（さくら橋、墨田、文花、外手児童館）が、平成19年度に八広児童館と江東橋児童館が指定管理者制度による運営を開始しました。

また、平成30年10月、東向島児童館分館（キラむこ）が開設しました。現在区内には、11の児童館と1つの分館があり、全ての館について指定管理者制度による運営を行っています。

令和6年4月、施設の老朽化に伴い八広児童館が移転、令和9年度以降には文花児童館の移転が予定される等、児童館の再整備が進められています。

墨田区では、区と民間の運営主体の連携・協働のもと、地域に根ざし、地域に開かれた施設として、児童館運営を進めてきた歴史的な蓄積があります。

また、児童館においても、地域福祉の視点も大切にし、こども・子育てに関わる地域の福祉的な課題に積極的に取り組み、地域を基盤としたソーシャルワークやコミュニティワークの視点ももちながら活動を展開してきています。墨田区の児童館が、地域に根ざし、地域に開かれた、切れ目のないこども・子育て支援の拠点となるように、そうした墨田区の児童館の歴史的な蓄積を踏まえ大切にしつつ、今後のあるべき姿を検討していく必要があります。

## 5 施設

区内児童館の多くは、設置してからすでに40年以上、中には50年以上経過している施設もあり、老朽化が進んでいる一方、児童館事業の多様化により、これらに対応するための機能や設備の強化が求められている状況があります。

### (1) 施設概要

表 児童館概要

(令和7年3月31日現在)

	墨田 児童会館	八広 児童館	江東橋 児童館	東向島 児童館	東向島 児童館分館	立花 児童館
竣工年	昭和46年 (1971年)	平成10年 (1998年) <sup>※</sup>	昭和49年 (1974年)	昭和50年 (1975年)	平成18年 (2018年)	昭和51年 (1976年)
階数	3階建	地上3階 地下1階建	4階建	4階建	1階建	1階建
敷地面積	2,203 m <sup>2</sup>	1,332 m <sup>2</sup>	184 m <sup>2</sup>	486 m <sup>2</sup>	623 m <sup>2</sup>	1,084 m <sup>2</sup>
総建築面積	717 m <sup>2</sup>	813 m <sup>2</sup>	145 m <sup>2</sup>	277 m <sup>2</sup>	470 m <sup>2</sup>	646 m <sup>2</sup>
建ぺい率(実)	32.54%	61.07%	78.78%	56.84%	75.30%	59.56%
総延床面積	1,820 m <sup>2</sup>	2,555.13 m <sup>2</sup>	564 m <sup>2</sup>	1,068 m <sup>2</sup>	470 m <sup>2</sup>	634 m <sup>2</sup>
容積率(実)	82.61%	169.31%	306.62%	219.66%	75.30%	58.49%

※ 八広児童館は、旧すみだ健康ハウス（平成10年竣工）を大規模改修して令和6年度に移転している。

	立川 児童館	文花 児童館 <sup>※</sup>	中川 児童館	外手 児童館	八広 はなみずき 児童館	さくら橋 コミュニティ センター
竣工年	昭和54年 (1979年)	昭和55年 (1980年)	昭和58年 (1983年)	昭和58年 (1983年)	昭和60年 (1985年)	昭和61年 (1986年)
階数	4階建	3階建	3階建	4階建	4階建	3階建
敷地面積	1,145 m <sup>2</sup>	501 m <sup>2</sup>	341 m <sup>2</sup>	353 m <sup>2</sup>	507 m <sup>2</sup>	470 m <sup>2</sup>
総建築面積	676 m <sup>2</sup>	348 m <sup>2</sup>	202 m <sup>2</sup>	236 m <sup>2</sup>	330 m <sup>2</sup>	321 m <sup>2</sup>
建ぺい率(実)	59.05%	69.44%	59.22%	66.78%	64.98%	68.16%
総延床面積	703.35 m <sup>2</sup> <sup>※</sup>	862 m <sup>2</sup>	590 m <sup>2</sup>	865 m <sup>2</sup>	1,171 m <sup>2</sup>	858 m <sup>2</sup>
容積率(実)	127.31%	172.28%	172.92%	245.34%	230.94%	182.32%

※ 立川児童館の総延床面積は、保育所との複合施設のため児童館部分のみの面積

※ 文花児童館は、令和9年度以降移転予定。

## (2) 「第3次公共施設マネジメント実行計画」での位置付け

令和4年3月策定の「第3次 墨田区公共施設マネジメント実行計画」では、「建物の老朽化が進んでいることから、長期修繕計画に基づき長寿命化を図るとともに、可能な館については複合化・多機能化を推進する。」と位置付けています。

### ■ 「墨田区公共施設等総合管理計画」(平成28年3月策定)での評価

区分1: 「建物性能」・「施設機能」ともに評価が低く、建物や機能を含め今後の統合(集約化)、複合化、整理(廃止)等について検討を要する施設

区分2: 「建物性能」の評価が低く、他の建物への移転や他施設との複合化等により、建物性能の向上について重点的に検討を要する施設

区分3: 「施設機能」の評価が低く、運営形態の見直しやコストの改善、他施設との複合化等により、施設機能の向上について重点的に検討を要する施設

区分4: 適切に建物の保全を行いながら、更なる施設サービスの向上を図っていく施設。必要に応じて区分1~3に分類された施設とともに一体的な見直しを行う

施設名	劣化度	評価結果	建物性能	施設機能
墨田児童会館	37.6	区分1	D	c
八広児童館	30.8	区分1	D	d
江東橋児童館	47.1	区分2	C	b
東向島児童館	47.0	区分1	D	c
立花児童館	33.1	区分1	D	d
立川児童館	44.8	区分2	D	b
文花児童館	35.0	区分1	D	c
中川児童館	37.2	区分1	D	d
外手児童館	43.8	区分1	D	c
八広はなみずき児童館	51.8	区分1	C	c
さくら橋コミュニティセンター	30.1	区分2	C	a

※建物性能(ハード面)は、経過年数、老朽度(偏差値)、耐震性能の有無及びバリアフリーの状況をAからDまで総合的に判定し、Aを一番良好な状態と位置付ける。

※施設機能(ソフト面)は、現在需要、将来需要、施設配置、㎡当たりの維持管理費、利用件数等1件当たりの一般財源投入額の状況でaからdまで総合的に判定し、aを一番高い評価と位置付ける。

※八広児童館は旧施設の評価

## 6 利用状況（年間利用者数）の推移

単位：人

	乳幼児	小学生	中・高校生世代	一般	全体
令和元年度	102,222	336,148	47,251	162,004	647,625
令和2年度	41,000	175,660	15,706	106,285	338,651
令和3年度	60,191	262,995	29,306	139,484	491,976
令和4年度	69,197	302,678	42,672	158,657	573,204
令和5年度	72,509	316,163	43,867	166,156	598,695

※令和2年度、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う全国一斉休校や不要不急の外出自粛の影響により、全ての世代において大きく利用者が減少しましたが、利用者数は回復傾向にあります。

### （参考）1日あたり利用者数

単位：人

	乳幼児	小学生	中・高校生世代	一般	全体
令和元年度	295	969	136	467	1,866
令和2年度	118	506	45	306	976
令和3年度	173	758	84	402	1,418
令和4年度	199	872	123	457	1,652
令和5年度	209	911	126	479	1,725

## 7 児童館の事業・活動内容

墨田区児童館では、0歳から18歳までを対象とした様々な事業や活動を展開しています。

### ㊦ 乳幼児とその保護者を対象とした事業

年齢や発達段階に合わせたグループ遊び、親子のふれあい体験、児童館での活動を通じた地域への関わり支援等を行っています。また、地域における子育て支援拠点として、次の事業を実施しています。

#### （ア）地域子育て支援拠点事業

- ① 子育て家庭の親とそのこども（主として3歳未満の児童及び保護者）の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談及び援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等（月1回以上）

#### （イ）利用者支援事業

地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言や関係機関との連絡調整。

#### ④ 小学生を対象とした事業

定期的行事（児童館まつり等）、年 12 回以上の季節行事（クリスマス会等）、美術・工作・スポーツ・音楽活動等を実施し、児童の発達の増進を図っています。また、春季・秋季における全国交通安全運動啓発期間における交通安全行事を実施し、こどもの安全を守る取組を行っています。

#### ⑤ 中・高校生世代を対象とした事業

中・高校生世代が利用しやすい環境・機会を提供するため、意見聴取の機会を設け、児童館運営に反映させることで多様なニーズに対応した環境づくりに努めています。また、思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助しています。

#### ⑥ 地域との交流・連携

地域に対し児童館行事への参加を呼びかけ、また、地域の行事等へ積極的に参加することや、運営協議会にて地域に児童館活動を報告し、地域の声を児童館活動に活かすことで、地域全体に児童館活動を広げています。さらに近隣の学校、保育園、幼稚園等の関係機関や、児童委員、青少年委員、地区青少年育成委員会等の児童の健全育成に係る組織又は団体と連携することで、地域におけるこどもの健全育成の環境づくりを進めています。

#### ⑦ 墨田区児童館の合同事業

毎年、墨田区児童館等交流ドッジボール大会を開催しています。また、すみだまつり・こどもまつりにも合同で参加しています。

#### ⑧ 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）等

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学 3 年生までの児童（必要に応じて 6 年生まで）を対象に、放課後等における遊びと生活を支援し、健全育成を行う学童クラブ事業を実施しています。

また、「ランドセル預かり事業」の実施や、学童クラブを卒業した児童を対象とした自立への支援を行っています。

#### ⑨ その他事業

地域活動推進事業として自然体験活動事業やこどもボランティア育成支援事業、図書事業、及び定期学習会を実施しています。

また、絵本の読み聞かせや囲碁・将棋活動といった地域ボランティアの受入れ、近隣公園における児童館乳幼児活動の実施等、各館において地域特性に応じた取組や、指定管理者の特色を活かした取組を実施するほか、ドッジボールや将棋等、複数館での交流事業も実施しています。

## 8 外部委員による各館長等へのヒアリング結果

児童館のあり方を検討するにあたり、児童館を利用するこどもの姿、こどもや保護者、地域との関わりの実際について把握するため、区内全児童館（12館、分館含む。）の館長と児童館担当職員（リーダー職相当）にインタビューを行いました（令和6年10月、1館につき1時間半～2時間程度、外部委員が実施）。ここでは、下記三点について、実例や関わりのある方についてまとめます。

### ㊦ 「こどもの声を聴く」「こどもが参加する」取組やそのための方法

- 何より、日々の関わりが大切である（声かけの大切さ、一緒に遊ぶ・遊びこむ、遊びの合間に一緒におしゃべりしながら話を聞く等）。そこから話を拾う、又は引き出せるようにしている。
- こどもから出た声をできる限り具現化している（そのためのサポートを職員が行う）。  
例：一緒にダンス、児童館丸ごとお化け屋敷、児童館でお泊まり会、遠足や宿泊行事等。
- 意見箱や委員会の工夫を行っている（意見箱の意見に必ず返信をして掲示、中高生向けの掲示板の設置、こどもの声（意見や不満等）をこども委員会のテーマにする等）。
- 行事の内容やルール（体育室の使い方、運動遊びのルール、行事の内容、スマホの使い方、カードゲームの利用等）へのこどもの意見反映を行っている（こどもと一緒に考える、職員の提案にこどもの意見を取り入れ修正する等）。
- 組織活動の実施 例：「遊び塾」（メンバーのこどもがやりたいことを叶える）、「こどもボランティア活動」（読み聞かせや制作活動の「先生役」）

### ㊦ こどもや家庭が抱える課題への対応

- 上記アと同様、日々の関わりがまず大切である。信頼関係がないと、問題に気づけない。こどもの話をしっかり聞き、話してもらえ、又は困ったときにSOSを出してもらえ存在になるようにしている。
- こどもが相談しようと思っていなくても、何気ない会話の中で、「ご飯を食べていない」等の言葉を聞き逃さない。情報は、職員間で共有する。
- 中高生なら、小学生の時から来ていたり、保護者なら、こどもが乳幼児や小学生の頃から関わりがあったりすると関係性を持ちやすい。
- 児童館がずっと開いていることに意味がある。1日の休みでもどこに行けば良いのかという、家にもどこにも居場所がない子はいる。そのため、月一の休館日も近隣館と重ならないよう調整している。
- 特にこどもや家庭に課題や気になることがある場合、児童館に来続けてもらい、つながりが途切れないようにしている。
- 特定の職員だけで対応するのではなく、様々な職員が関わり関係を開くようにしている。
- 洋服のリユース、フードパントリーの実施等、話をするきっかけや日常来館につなげる取組をしている。

- 虐待その他の児相案件や「ケース」になる案件の場合、必要に応じて、関係機関への情報収集、保育園・小学校・墨田区子育て支援総合センター等との連携、保護者も含めたアプローチや支援を行っている。
- 不登校のこどもの受け入れは、「いつでも来ていい」という体制はできている。あえて特定の曜日、時間を不登校の居場所として設定している館もある。また、放課後、こどもが遊びにくる時間になったら、ボランティアとして手伝いをしてもらうケースもある。
- 利用者の中に「実は不登校」という子もいる。職員がそれに気づいて声をかけることもあれば、相談を待つこともある。全く児童館に来なくなってしまっても、保護者に定期的に電話連絡し、様子を聞いてつながっているケースもある。
- 継続的なサポートをしている場合、記録や指導日誌をつけ、援助を行う。

#### ㊦ 地域や関係機関との関係

- 各館に「児童館運営協議会」があり、地域の関係機関（町会、民生委員、保育園、幼稚園、小学校、中学校、地域関係施設（高齢者福祉施設、地域プラザ等））が参加している。
- 町会、地域施設、地域の企業等が、児童館まつりへ協力・参加している。
- 各種行事での連携や協力 例：地域のボランティア団体による昔遊び活動、地域の人も参加するふれあい卓球、保育園と共同して乳幼児親子向けの移動児童館の実施、乳幼児や小学生向け活動に保護者も含め地域講師の協力（紹介）、花壇や農園の手入れ、大学・地域企業との連携した「あそび大学」、社協と連携した子育てサロン等。
- 地域の児童館支援組織との連携を行い、合同イベント、遠足や体験活動を実施している。
- 町会、こども会、PTA や地区青少年育成委員会の行事の手伝いをしている。「こどものことなら児童館に」と、こどもの行事、こどもが参加するものについて、児童館に相談が持ちかけられる。
- 学校行事や学校運営連絡協議会への参加、学童クラブと学校の情報交換会等、学校との連携を図っている。
- 毎朝地域清掃を行い、あいさつ、顔つなぎをする。地域の相談ごとが持ち込まれることもある。
- まちを面で知るために、まち歩きのフィールドワークを行っている（工場、店舗、福祉施設等）。これは若い職員の育成の意味もある。